

報告事項 2

協議運賃への ICOCA ポイント付与について

令和 8 年 3 月 2 5 日提出

東広島市地域公共交通会議
会 長 塚 井 誠 人

1 報告概要

令和 8 年 3 月 9 日付け、第 3 回東広島市地域公共交通会議運賃分科会（書面協議）において、協議運賃への ICOCA ポイント付与について審議を行い、協議が調ったため報告をするものである。

2 協議運賃への ICOCA ポイント付与について

別紙「資料 3」のとおり

協議運賃への ICOCA ポイント付与について

1 概要

IC カード支払におけるポイント還元を行う場合は、運輸局へ割引運賃の届出が必要となる。JR バス中国株式会社が実施している ICOCA での支払いによるポイント還元を、協議運賃で運行する路線に適用するため、住民、利用者その他利害関係者の意見を募集した。

その後、運賃分科会で審議し、議決を経て、運輸局へ割引運賃の届出を行った。

2 対象路線

以下の路線が対象

西条市街地循環バス「のんバス」	西条エアポートリムジン
	

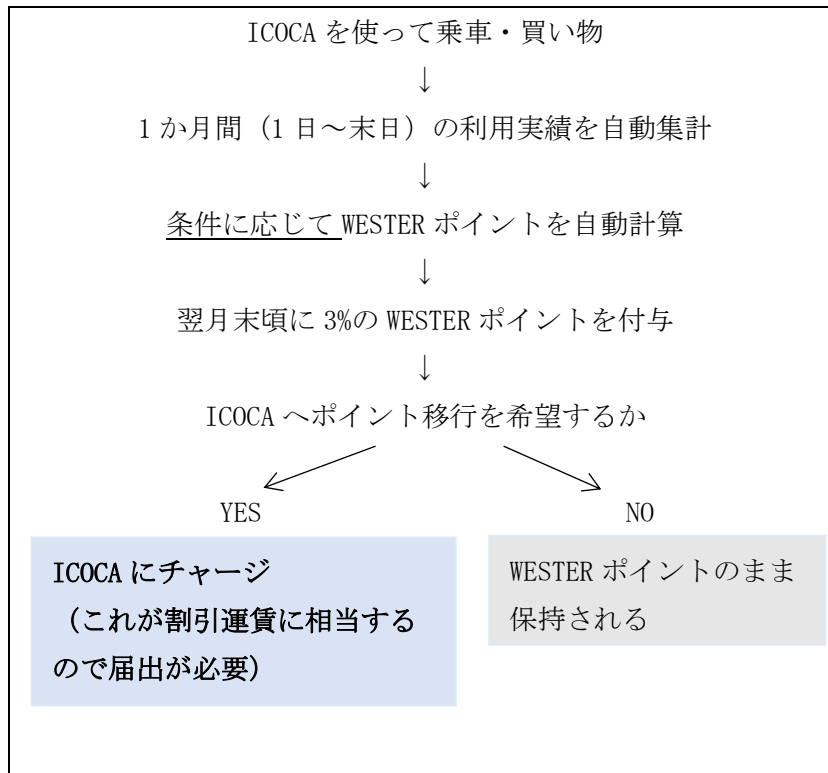
3 運賃（1乗車の料金）

西条市街地循環バス「のんバス」		西条エアポートリムジン	
	運賃		運賃
大人（中学生以上）	200 円	大人（中学生以上）	700 円
小児（小学生）	100 円	小児（小学生）	350 円
幼児（1歳～小学生未満）	無料（※1）	幼児（1歳～小学生未満）	無料（※1）
乳児（1歳未満）	無料	乳児（1歳未満）	無料
障がい者（大人）（※2）	100 円	障がい者（大人）（※2）	350 円
障がい者（小児）（※2）	50 円	障がい者（小児）（※2）	180 円
※1 同伴者1人につき、1人目は無料、2人目からは小児運賃 ※2 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を提示するもの及びその介護人（各社において必要と認めた場合）が介護のために乗車するとき			

4 ポイント付与

ポイント付与は、SF（ストアードフェア：ICOCA 乗車券にチャージ（入金）された運賃に使用できる金額）での運賃支払額の月間合計が 3,000 円を超えた部分に対し、3%の WESTER ポイントが利用月の翌月末頃付与される。

【ICOCA での支払いによるポイント還元 イメージ】



※運賃支払額の月間合計が
3,000 円を超えた部分かつ利用
者が ICOCA へのポイント移行を
選択した際

5 住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置

令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 20 日（金）にかけて、東広島市地域公共交通会議ホームページ（東広島市ホームページ）にて、協議運賃へのポイント付与について意見の募集を行った。

意見の提出：0 件

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年3月9日付け東広島市地域公共交通会議運賃分科会において、下記事項に
関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

西条市街地循環バス「のんバス」
西条エアポートリムジン

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

西条市街地循環バス「のんバス」（外回り・内回り）
西条エアポートリムジン（西条駅北口～広島空港）

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

別紙 運賃分科会資料（協議運賃へのICOCAポイント付与について）のとおり
ポイント付与については、SF（ストアードフェア：ICOCA乗車券にチャージ（入金）
された運賃に使用できる金額）での運賃支払額の月間合計が3,000円を超えた部
分に対し、3%のWESTERポイントが利用月の翌月末頃付与。

令和8年3月17日

東広島市地域公共交通会議会運賃分科会